平成２８年（フ）第１１１号
宮城県栗原市志波姫堀口見渡63番地
破産者　白鳥　米治
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第２７５号
金沢市増泉３丁目15番22号　ルミエール増泉南205号、従前の住所富山県高岡市清水町１丁目８番43号
破産者　荒井ひで子
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第３１７号
静岡県沼津市我入道秋葉町431番地の６
破産者　眞野　光司
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第５１５号
兵庫県西宮市天道町20番21号
破産者　川口　孝治
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２３６号
宮崎県東諸県郡国富町大字本庄4608番地１、前住所宮崎市大字新名爪８番地65
破産者　串木野勝也
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２９２号
福岡県飯塚市片島１丁目６番18号
破産者　安川隆範こと　羅　　隆範
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９８号
鹿児島県肝属郡南大隅町根占山本1856番地２
破産者　南　　敦郎
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第１０１号
鹿児島県志布志市松山町泰野2834番地９
破産者　山口　美和
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第１７１号
神奈川県横須賀市池上７丁目13番１―502号
破産者　山口　正恭
1　決定年月日　平成29年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第２０９９号
札幌市豊平区西岡５条２丁目５番１号　パラシオンＹ―102号、開始決定時の住所札幌市豊平区西岡４条５丁目８番７号
破産者　小塚久美子（開始決定時の姓小泉）
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６０号
宮城県宮城郡松島町松島字垣ノ内26番地の２ファミーユ鈴木203号、従前の住所宮城県宮城郡松島町高城字愛宕一29番地の31
破産者　高橋　和枝
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３８８号
埼玉県草加市吉町１丁目２番30号　カーム草加Ⅱ―103号
破産者　磯部　弘江
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７２３号
埼玉県越谷市東越谷７丁目204番地
破産者　生田　祐一
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第１２７号
愛知県一宮市開明字西出40番地１
破産者　藤本　利道
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１７１号
愛知県稲沢市朝府町16番34―301号
破産者　浦口興志安
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第４７２号
兵庫県姫路市飾磨区細江2419番地　マンション一望206号
破産者　峯山　保則
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第７２６号
広島市南区旭３丁目８番15号三栄コーポ105号、破産開始時の住所広島市南区東霞町14番11号
破産者　日髙　義行
1　決定年月日　平成29年６月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管理財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部